



## 野焼き等による火災が多く発生しています

野焼き行為中に想定以上に火が燃え広がる管理不足(ちょっとした不注意)から火災に発展するケースが多くなっています。火災を防止するために次の内容に留意して火災予防に努めましょう。

### 火災を防止するために

#### ・燃えやすい物の近くで野焼きをしない。

家の近くや枯草の多い場所では、野焼きをしないでください。

※家や枯草等に燃え移り火災が拡大します。

#### ・風の強い日に野焼きをしない。

強風注意報が発表された場合や風が強い時は、野焼きをしないでください。

※林野火災警報発令時には、火気の使用は禁止となります。

#### ・消火準備を行う。

いつでも消火を行うことができるように、消火器具(水バケツ等)を準備してください。

#### ・完全に火が消えるまでその場を離れない。

完全に火が消えたのを確認するまでは、その場を離れないでください。

※消防署に通報があり、消火をする事案が発生しています。



### ⚠ 注意事項

野焼き行為は基本的に**禁止**されています。農業を営んでおり、やむを得ない野焼き行為の場合は特例となっています。実施の際には**消防署への届け出**と近隣にも十分配慮をして実施してください。

お問い合わせ 新居浜市消防本部予防課 65-1342(直通)